

埼玉県児童養護施設退所者等に対する 自立支援資金貸付について

◆制度の概要

進学や就職により埼玉県内の児童養護施設等を退所（委託解除）した方が自立に必要な支援資金を借りることができます。

進学者は卒業後、就職者は退所（委託解除）後、条件として**5年間（資格取得支援費は2年間）週20時間以上**の仕事に就くことで、借りたお金の返済が不要になる制度です。



◆貸付の内容・対象者について

種類	貸付対象者			貸付期間	貸付額
	退所または委託解除された方		入所中又は委託中		
	進学者	就職者			
生活支援費	○	-	-	在学期間	月額 5万円 以内
家賃支援費	○	○	-	進学者：在学期間 就職者：退所又は委託解除後から2年間を限度	1月あたりの家賃相当額 (管理費・共益費含む) ※居住地の生活保護住宅扶助額を限度
資格取得支援費	○ <small>就職に必要な資格の取得を希望する方</small>	-	○	一括交付	資格取得に要する費用の実費 25万円 以内

※進学者とは 大学、高等専門学校、専修学校等に在学する方。※利子は、すべて無利子です。

◆申請期間

【生活支援費・家賃支援費】

- ①令和3年4月からの貸付を希望する場合：**令和3年3月15日（月）～令和3年5月31日（月）**
- ②申請時点からの貸付を希望する場合：**随時**

【資格取得費申請期間】

- ①令和2年4月～令和3年3月に資格取得費用が発生した場合：**令和3年5月31日（月）まで**
- ②令和3年4月以降に資格取得費用が発生した場合：**随時**



◆資金を借りると、1年ごとに在学・就業の確認のための書類提出が必要です。就職後は、勤務先に雇用を証明する書類を記入してもらう必要があります。

◆進学者が学校を退学したり、就職後5年間の就業ができない場合などは、借りたお金を返還いただきます。

【施設や里親の方へのお願い】

「貸付の手引き」を借入希望者と一緒にご覧いただき、下記を確認した上で申請してください。

- ①借入れの必要性
- ②必要な手続きを毎年行えることの確認
- ③学校を卒業する意思
- ④5年間就業する意思 等

【問い合わせ先】

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
福祉人材センター TEL 048-824-3370

◆借入れの相談から返還免除までの流れ

